

相楽東部広域連合立学校の 教育職員の勤務時間の上限に関する方針【概要】

令和元年10月1日策定
相楽東部広域連合教育委員会

1 趣旨

相楽東部広域連合立学校における「教職員の働き方改革」の実現に向け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日文科科学省制定）を参考に連合立学校の教育職員の勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進める。

2 方針の対象者

連合立学校に勤務する教育職員（給特法第2条に定める教育職員をいう。）

3 勤務時間の上限の目安時間 ※ 文部科学省ガイドラインと同じ

【原則】 上限の目安時間

超過勤務 ① 1か月 45時間以内、② 1年間 360時間以内

【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

超過勤務 ① 1か月 100時間未満、② 1年間 720時間以内

※ 複数月平均 80時間以内、月 45時間超は年間 6か月以内

※ 文部科学省ガイドラインによる「在校等時間」を本方針の「勤務時間」とする。

※ 「臨時的な特別の事情」とは、学校事故等が生じて対応を要する場合、指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている場合などを指す。

例：学校事故等やいじめ、学級崩壊等の場合、非常災害の場合など

4 取組方針

「教職員の働き方改革実行計画」（令和元年9月1日相楽東部広域連合教育委員会策定）に基づき、同計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、次に掲げる取組を実行する。

更なる業務改善の取組	(1) 重点業務削減対策の検討・実施 教育委員会実施事務・業務を含め、可能なものから対策を実行 連合立学校「働き方改革」実行プロジェクトチームの設置 (2) 先進校の取組の全校実施 夜間の電話対応の見直し等 (3) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化 (4) 教育職員の意識改革 (5) 教職員の働き方改革に向けた情報発信
------------	---

5 段階的目標の設定

(1) I 期（元～2年度）

段階的目標	【原則】 1 か月 80 時間以内 100%、1 か月 45 時間以内 60%
働き方のルール（取組）	◆統一取組 ※「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後 8 時までの退勤の徹底 （定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施） ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 （月 2 回の土日休養日の設定を奨励、複数指導体制の活用） ③週休日の振替等の徹底
	【目安】 〔平日〕月 50 時間以内（＝2.5 時間×20 日） 〔土日〕月 30 時間以内（＝5 時間×6 日）

(2) II 期（3～4年度）

段階的目標	【原則】 1 か月 60 時間以内 100%、1 か月 45 時間以内 80%
働き方のルール（取組）	◆統一取組 ①午後 7 時 30 分までに退勤 （定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの徹底） ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 （月 2 回以上の土日休養日設定を標準化、複数指導体制の徹底） ③週休日の振替等の更なる徹底
	【目安】 〔平日〕月 40 時間以内（＝2 時間×20 日） 〔土日〕月 20 時間以内（＝4 時間×5 日）

(3) III 期（5年度）

段階的目標	【原則】 1 か月 45 時間以内 100%
働き方のルール（取組）	◆統一取組の更なる徹底 ①午後 7 時までに退勤、②・③は II 期と同じ

6 留意事項

- (1) 段階的目標及び働き方のルールの進捗状況等を踏まえて必要に応じてローリング
- (2) 在校等時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施
- (3) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことの目的化の防止等